

日本実験動物技術者協会関東支部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 日本実験動物技術者協会関東支部（以下支部と記す）は、日本実験動物技術者協会（以下本部と記す）の規約第3章に定める支部とする。

(事務局の所在地)

第2条 支部の事務局を次に置く。
東京都新宿区信濃町35
慶應義塾大学医学部動物実験センター内

(運営の基本)

第3条 支部の運営は、本部の規約を基本とする。

(目的)

第4条 支部は、実験動物技術に関する知識、技術並びに技術者としての地位向上に努め、もって実験動物の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、会員相互における知識及び技術の交流。
- 二、関連機関との交流及び情報の交換・資料の収集。
- 三、会誌その他出版物の発行。
- 四、実験動物技術に関する講演会及び講習会等の開催。
- 五、その他必要と認める事業。

第2章 会員

(会員)

第6条 会員は全て本部の会員とする。

- 2 会員は、本部規約第15条に従い支部の構成員となる。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、本部規約第8条に従い所定の手続きをするものとする。

(退会)

第8条 会員は、本部規約第9条により退会することができる。

(除名)

第9条 本協会の名誉を著しく損なう行為をした時は、本部規約第10条により除名することができる。

第3章 役員

(役員及び定数)

第10条 支部に次の役員を置く。

- 一、支部長 1名
- 二、副支部長 2名
- 三、幹事 15名以内
- 四、評議員 本部運営規程による
- 五、監査 2名

2 支部の役員は本規約第6条に定める個人とする。

(選任)

第11条 役員を選任は次の手続きによる。

- 一、支部長は支部役員選出規程に基づき、幹事会による推薦とする。
- 二、副支部長は、支部長の推薦による。
- 三、幹事は支部役員選出規程に基づき、立候補制とする。
- 四、本部規約第16条に規定される評議員は幹事会の推薦による。
- 五、監査は支部役員選出規程に基づき、幹事経験者の立候補制とする。
- 六、前号共、総会の承認を得て行う。

(任務)

第12条 支部長は支部を代表して、会務を総括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは支部長の職務を代行する。
- 3 幹事は幹事会を構成し、支部の運営における重要事項を審議し、支部活動を円滑に遂行する。
- 4 監査は、支部の財産、幹事の業務執行の状況を監査する。

(任期)

第13条 役員任期は3年とし、通常総会から翌々年の通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、他の現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第4章 会議

(種類)

第14条 会議は次に分ける。

- 一、総会
- 二、幹事会
- 三、委員会

(召集)

第15条 前条の会議のうち総会および幹事会は支部長が召集する。

- 2 委員会は其の長が召集する。

(定数)

第16条 会議の開催には、その会議の構成員の3分の1以上の出席を要する。

- 2 議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決による。

(委任)

第17条 総会にやむをえない理由により出席できない者は、代理人に委任して表決することができる。

この場合において、欠席者は出席したものとみなす。

(総会の種類)

第18条 総会は通常総会と臨時総会に分ける。

- 2 通常総会は年1回とする。
- 3 臨時総会は会員の過半数若しくは、幹事の3分の2以上の要求がある場合、開催する。

(総会)

第19条 総会は支部の最高決議機関であり、次の事項を決議する。

- 一、事業報告・事業計画・決算及び予算。
 - 二、規約の設定若しくは改廃。
 - 三、除名。
 - 四、その他支部運営に関する重要事項。
- 2 通常総会において、研究発表会をもつ。
 - 3 通常総会・研究発表会には、運営等において会長を置く。又場合によって実行委員会等も置くことができる。

(幹事会)

第20条 幹事会は定期的を開催する。

- 2 支部長が必要と認めたとき、又は、幹事の3分の2以上の要求がある場合に開催する。
- 3 幹事会は、支部規約第12条第3項により、支部運営に関する全てについて審議する。

第5章 会計

(経費)

第21条 支部の必要な経費は、本部援助費・寄付金等で賄う。

(資産の管理)

第22条 支部の資産の管理は、総会の議を経て支部長が管理する。

- 2 支部の解散時に残存資産がある場合は、総会の議により、本部規約第36条に準拠する。

(会計年度)

第23条 支部の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日で終わる。

第6章 細則

(名誉会員・顧問)

第24条 支部に、総会の議を経て名誉会員・顧問を置くことができる。

(規程)

第25条 支部の運営について必要な規程を設けることができる。

(改廃)

第26条 規約及び規程等の改廃の手続きは次による。

- 2 規約の改廃は、幹事会及び総会の承認を要するものとする。
- 3 規程の改廃は、幹事会の承認を要するものとし、総会に報告する。

付 則

第1条 本支部規約は昭和59年度総会の決議により、昭和59年12月8日効力を発する。

- 2 昭和51年10月1日制定の旧規約を廃止する。

付 則

第1条 平成5年2月27日平成4年度支部総会により施行する。

第2条 本支部の規約の施行にともなう処置は、幹事会で立案・実行されるが、その間は従前の規約等による。

付 則

第1条 平成10年2月28日平成9年度支部総会により施行する。

付 則

第1条 平成11年2月27日平成10年度支部総会により施行する。

2 第1章、第2条については平成11年4月1日より効力を発する。

付 則

第1条 平成17年2月19日平成16年度支部総会により施行する。

付 則

第1条 平成18年2月18日平成17年度支部総会の決議により平成18年2月19日より施行する。

以上